

平成26年（行ウ）第8号 安全な場所で教育を受ける権利の確認等請求事件

原告 1 の 1 外

被告 福島県 外7名

準備書面 (9)

平成28年12月 1日

福島地方裁判所民事部 御中

被告福島県訴訟代理人弁護士

渡 辺 健 寿



同訴訟復代理人弁護士

渡 辺 慎 太 郎



同

鈴 木 靖 裕



同

久 納 京 祐



同

安 倍 孝 祐



被告福島県は、被告国の第2準備書面及び第3準備書面における主張を踏まえて、以下のとおり主張を補充する。

第1 「情報の隠匿の違法（訴状請求原因第3の1）」に対して

- 1 原告らは、福島県知事及びその補助職員の職務上の義務として、『放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱をおさえ、異常事態による影響をできるかぎり低くするため、住民等に対する的確な情報提供、広報を迅速に行』い、かつ『周辺地域の住民等のニーズを十分把握し、原子力災害の状況、安否情報、医療機関等の

情報、県が講じている施策に関する情報、交通規制等、周辺地域の住民等に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供すべき職務上の義務があった」と主張するが(原告ら平成27年9月7日付準備書面(5)7~8頁)、争う。

原告らが主張する上記職務上の義務は、福島県が定めた地域防災計画の記載をそのまま引用するものであるが、地域防災計画における定めは住民等に対して提供すべき情報の類型等を抽象的に定めているにとどまり、提供すべき情報内容や提供方法等を具体的に定めているものではない。

被告福島県が周辺住民等に対し情報提供をすべきであるとしても、それは周辺住民等に対する一般的かつ抽象的な義務に過ぎないものであり、そこから直ちに原告らが指摘するような情報を提供すべき職務上の法的義務が導かれるものではない。

- 2 原告らは、「平成23年3月13日以降に行われたモニタリングカーによる測定の結果の大部分」について、「公表しないで隠ぺいし、あるいは、少なくとも怠った」と主張するが(原告ら平成27年9月7日付準備書面(5)13頁)、争う。

地域防災計画における定めは住民等に対して提供すべき情報の類型等を抽象的に定めているものであり、放射線量測定結果に関して、どのような情報をどのように提供すべきかが具体的に定められているものではない。

よって、被告福島県において、原告らが指摘する上記情報を提供すべき職務上の法的義務を負うものではない。

- 3 原告らは、「放射線の危険性についての正確な情報」について、「県民に提供することを怠った。」と主張するが(原告ら平成27年9月7日付準備書面(5)13頁)、争う。

原告らが主張する「放射線の危険性についての正確な情報」とはいかなるものであるのか、全く特定されていないが、放射線の危険性に関する正確な情報は国が情報提供していたところであり、被告福島県は、被告国とは別に、独自に放射線の危険性に関する情報を住民に情報提供すべき義務を課せられるものではない。

よって、被告福島県として、原告らが主張する職務上の義務を負うものではない。

- 4 原告らは、「原子力安全技術センターから(提供を受けた)SPEEDIの計算データ」について、「これを関係地方公共団体及び関係住民に提供しなかった」と主張

するが（原告ら平成27年9月7日付準備書面(5)13頁）、争う。

地域防災計画における定めは住民等に対して提供すべき情報の類型等を抽象的に定めているものであり、被告福島県が提供を受けたSPEEDIの計算データについて、住民等に対して情報提供すべきことが具体的に定められているものではない。

よって、被告福島県において、原告らが指摘する上記情報を提供すべき職務上の法的義務を負うものではない。

第2 「子どもたちに安定ヨウ素剤を服用させることを怠った違法（訴状請求原因第3の2）」に対して

- 1 原告らは、福島県知事において、「被告福島県としては、独自に、WHO基準である小児甲状腺等価線量10mSvか、少なくともIAEAやアメリカの基準である小児甲状腺等価線量50mSvと定める職務上の義務があった」と主張するが（原告ら2016年2月12日付準備書面(10)6頁）、争う。

本件原子力発電所事故当時、被告福島県が定めていた地域防災計画においては、安定ヨウ素剤の予防服用について、「安定ヨウ素剤予防服用に係る防護対策の指標は、防災指針に基づき、性別・年齢に関係なく全ての対象者に対し一律に、放射性ヨウ素による小児甲状腺等価線量の予測線量100ミリシーベルトとする。なお、原子力災害時における放射性ヨウ素の放出に対する甲状腺への放射線影響を低減させるための防護対策としては、屋内退避、避難、安定ヨウ素剤予防服用等があり、放射性物質の放出状況を踏まえ、より実効性を高めるため、これらの防護対策を別々に考えるのではなく、総合的に考えるものとする。」とされていた（丙A1）。

これは、国の防災指針において、「安定ヨウ素剤予防服用に係る防護対策の指標として、性別・年齢に関係なく全ての対象者（原則40歳未満）に対し一律に、放射性ヨウ素による小児甲状腺等価線量の予測線量100mSvを提案する。この際、・・・本防護対策の効果が限定的であり、屋内退避、避難等の他の防護対策を補完する対策であることを踏まえ、実施に当たっては、技術的観点、実効性、地域の実情を考慮し、他の防護対策とともに判断することが必要である。」（乙A7）としていることに基づき、被告福島県としても同様の定めをしていたものである。

そして、国の防災指針における安定ヨウ素剤予防服用に係る防護対策の指標が、専門的知見を踏まえて策定されたものであり、その考え方も放射線防護体系における国際的な一般原則であるリスク・ベネフィット・バランスの考え方に沿い、かつ、小児甲状腺等価線量の予測線量を基準としている点においても合理性を有するものであるなど、その作成過程や考え方からして十分な合理性が認められるものであるし、IAEAの基準にも合致しているなど、何ら合理性を欠くものではないことは、被告国により第3準備書面において詳述されたとおりであり、被告福島県は被告国の同主張を援用する。

よって、被告福島県において、地域防災計画のうち安定ヨウ素剤予防服用にかかる防護対策の内容を、原告らが指摘するようなものとして定めるべき法的義務を負うものではない。

- 2 原告らは、福島県知事において、「原子力災害対策本部から避難指示又は屋内退避指示が発令された段階で、その対象住民に対して安定ヨウ素剤を投与させる旨の指示をする職務上の義務があった」「平成23年3月15日午前零時までには、福島県全域の住民に対して安定ヨウ素剤を投与させる旨の指示をすべき職務上の義務があった」と主張するが（原告ら平成27年9月7日付準備書面(5)23～24頁）、争う。

原告らは、「原子力災害対策本部からの指示がない段階で、知事が、独自の権限に基づいて住民に対して安定ヨウ素剤の投与指示を出すか否かは、安定ヨウ素剤を住民に投与する趣旨を踏まえ、刻々と変わる原発事故の事態の推移、今後の事態の進展予測に基づいてなされる裁量的判断ではある。」として（原告ら平成27年9月7日付準備書面(5)24頁）、福島県知事が投与指示をなすとすれば裁量的判断によるものであることを認めている。

原告らは、「予測線量が、避難住民の被ばくが小児甲状腺等価線量100mSvに収まると判断する根拠はなかった」「避難住民の被ばく予測線量が小児甲状腺等価線量100mSvに収まるなどと判断する根拠はなく、当然、100mSvに達することを予想すべき状況にあった」として、「福島県知事による上記各権限の不行使は、許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠く」と主張するが（原告ら平成27年9月7日付準備書面(5)24～25頁）、争う。

国が、安定ヨウ素剤の予防服用よりも実効性が見込める避難を優先しつつ、安定ヨウ素剤の予防服用の要否についても検討して可能な限り適切な措置を講じようとしていたものであり、このような国の総合的な判断が不合理なものとはいえないことは、被告国により第3準備書面において詳述されたとおりである。

被告福島県が定めた地域防災計画においても、前記のとおり「原子力災害時における放射性ヨウ素の放出に対する甲状腺への放射線影響を低減させるための防護対策としては、屋内退避、避難、安定ヨウ素剤予防服用等があり、放射性物質の放出状況を踏まえ、より実効性を高めるため、これらの防護対策を別々に考えるのではなく、総合的に考えるものとする。」と定めているところであり、被告国と同様の考え方を採っている。

よって、被告福島県が、上記のような被告国の専門的かつ総合的判断がなされることを信頼し、安定ヨウ素剤の市町村への配備を行いながら、国の服用指示に備えていたことについて、何ら裁量の逸脱はない。